

平成22年度第3回高松市入札監視委員会の結果について

- 1 開催日時 平成23年2月14日(月)午前10時00分から午前11時25分まで
- 2 開催場所 高松市役所 11階 114会議室
- 3 出席者 委員4名

(1) 委員

委員長	植木 英治	(高松大学経営学部教授, 香川大学名誉教授)
委員長代理	佃 昌道	(学校法人 四国高松学園理事長)
委員	柴田 潤子	(香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授)
	藤本 英子	(弁護士)

※欠席委員 土井 健司 (香川大学工学部教授) 所用により欠席

(2) 市側出席者

松本財務部長, 城下財務部次長(契約監理課長事務取扱), 細川水道局次長, 佐々木技術検査室長, 宮崎環境総務課環境施設対策室長, 石垣道路課長, 白井河港課長, 斎藤下水道施設課長, 飯田財務管理課長, 西村財務管理課主幹, 平山水道整備課長, 森田契約監理課長補佐, 市原契約監理課長補佐, 滝井財務管理課長補佐
ほか

4 会議の概要

(1) 市発注工事等の入札・契約状況などについて(報告)

ア 工事等の発注状況について

平成22年9月から12月までの工事および建設コンサルタント業務などの発注状況について報告を受けた。

工事

一般競争入札 24件 公募型指名競争入札 208件 随意契約 9件

合計 241件 約52億3,118万円

建設コンサルタント業務など

公募型指名競争入札 25件 随意契約 22件

合計 47件 約1億8,664万円

イ 指名停止の状況について

平成22年9月から12月までに行った指名停止等の状況について報告を受けた。

合計 8社

(2) 抽出事案について(審議)

平成22年9月から12月までの市発注工事のうち, 委員会が予め契約方式別に工事の内容や業種が重複しないなどの基準により, 以下の5件の工事等の事案を抽出し, 指名の経緯などについて審議した結果, いずれの事案も指摘に相当する問題点はなかった。

抽出事案

- ア 高松市一般廃棄物陶最終処分場第3処分地整備に伴う土木工事
一般競争入札 土木一式工事
- イ 汐入川ポンプ場整備工事
公募型指名競争入札 機械器具設置工事
- ウ 亀水町～生島町口径 50, 100, 300mm 配水管布設工事
公募型指名競争入札 水道施設工事
- エ 牟礼浄化苑2系最終沈殿池監視制御改築工事
随意契約 電気工事
- オ 下川原北線橋梁実施設計業務委託
公募型指名競争入札 土木関係建設コンサルタント業務

(3) その他

次回の会議の日程 平成23年6月頃

5 質疑応答 (要旨)

質 問	回 答
<p>「高松市一般廃棄物陶最終処分場第3処分地整備に伴う土木工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札に参加したJV4者の入札金額がいずれも失格基準価格と同額であったことについて、どのように受け止めているのか。 ・入札金額以外の評価項目で差がついているが、適正な審査がされているのか。 ・入札参加業者が自らの評価点数を把握できるのか。把握できれば、今後の経営において力を入れるべき点が分かると思うが。 	<ul style="list-style-type: none"> ・失格基準価格は事前に公表していないが、その算出方法は公告文に示しているため、すべての入札業者が正確に積算した結果、いずれも失格基準価格と同額になったと理解している。 ・例えば、「企業の地域性・社会性」の「常時雇用職員数」の評価項目では、入札参加業者の同意を得た上で、高松市内に住所を有する従業員の特徴徴収実施状況の記録を納税課の協力のもと確認するなど、根拠資料等に基づき契約担当課で責任を持って審査し、評価基準に基づいた評価をしている。 ・評価項目および算定基準を公表しているので、提出書類の不備等がなければ、「施工計画」に係る評価点数以外は、自らの評価点数をシ

<p>・今回の処分地はどのくらい利用するのか。</p> <p>「汐入川ポンプ場整備工事」</p> <p>・案件ごとの入札情報に表示している「本案件は施工実績登録が使える案件です。」とはどういう意味か。</p> <p>・案件ごとの入札情報に表示している「実績金額の算定見直しについて」とはどのような内容か。</p> <p>「亀水町～生島町口径 50, 100, 300mm 配水管布設工事」</p> <p>・配水管の耐用年数は何年か。</p> <p>・38年で劣化してくるのか。</p>	<p>ミュレーションできる。</p> <p>なお、各企業では、総合評価落札方式案件に備え、ISOの取得や育児休業規定の策定などを行う傾向が見受けられ、本市が設定した政策誘導的な評価項目が一定の効果をもたらしていると思う。</p> <p>・今後15年間分の一般廃棄物を埋め立て、浸出水については水質検査を行い、有害物質を取り除いた形で下水道に放流することとしている。</p> <p>・道路改良工事や舗装工事など、年間に多数かつ定期的に発注する案件については、あらかじめ施工実績を登録し、案件ごとに施工実績を証明する書類を提出しなくてもよい仕組みを作っているが、本案件については、入札条件として求める施工実績が登録対象ではなく、この仕組みを活用できないので、個別に実績資料を提出する必要がある。</p> <p>・適切な積算に基づく応札等を促進するため、昨年9月6日より、最低制限価格の類推を困難とする概算額により施工実績金額を表示していることを周知している。</p> <p>法定耐用年数は40年である。</p> <p>・老朽管の更新は、経過年数だけでなく、腐食状況調査などの結果を基に、周辺の病院や</p>
--	---

<p>「牟礼浄化苑2系最終沈殿池監視制御改築工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この指名業者でなければならないとのことだが、他の業者では施工は困難なのか。 また、当該工事に当たり、システムの理解が不可欠であるとのことだが、汎用性のあるものであれば、他の業者でもできたのではないか。 ・指名業者が、金額などで折り合わなければどうするのか。 ・当該一連の工事の中で、制御盤のみ随意契約なのか。 <p>「下川原北線橋梁実施設計業務委託」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりプランに基づき必要な案件とのことだが、この橋を架ける必要性・利便性を確保するため、今後どのような計画になっているのか。 	<p>学校などの避難場所の有無も考慮し、優先順位の高いものから改修を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般論として、メーカーは施工に伴い、何らかのトラブルが起きた際、責任の所在が不明確になる場合もあることから、自社以外のプログラムを改修する案件には、応札意欲が極めて低い実態がある。 また、当初の設計段階で、汎用性のあるものであれば他の業者でも施工は可能と思われるが、既存設備の改修については、設置業者のノウハウを基にしなければ、最悪の場合、施設全体の機能が停止する恐れがあり、適格業者は設置業者に限られる。 ・その場合は不調となり、その後の選択肢として、①予定価格と仕様を検証し、再度見積もりを行うか、②それが駄目なら、改築を受注できる業者はいないので、改築を断念し、全面改築を検討することとなる。 ・発注単位については案件ごとに総合的に判断することとしており、本案件については、価格競争に馴染まない制御盤改築工事を主体に合理的な範囲で随意契約をしている。 ・接続する市道については、2車線化する予定であり、別途、県道の整備については、地元から要望が出されていると聞いている。
--	--